「二輪車リサイクル自主取り組み　実績報告」

資料 6−4

2010 年 8 月 6 日

二輪車リサイクル自主取り組み参加事業者連絡会

参加事業者（2010 年 7 月現在 16 社）：本田技研工業㈱、ヤマハ発動機㈱、スズキ㈱、川崎重工業㈱、㈱成川商会、㈱MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan㈱、㈱福田モーター商会、㈱キムコ・ジャパン、㈱プレストコーポレーション、㈱ブライト、ドゥカティジャパン㈱、ビー・エム・ダブリュー㈱、トライアンフ・ジャパン㈱、㈱エムズ商会、伊藤忠オートモービル㈱

1.　二輪車リサイクル自主取り組みの運用状況

二輪車リサイクルシステム（以下、本システムという）は開始後 6 年目となり安定的な運用となっている。引取台数は前年度並みで目立った変化はないが、自治体やユーザーへの周知が進み、制度として定着してきた。

また、2011 年 10 月からの廃棄時無料引取に向けた準備も進んでいる。本報告では、2009 年度実績、重点施策実施結果、及び廃棄時無料引取に向けた準備状況を報告する。

（1）　2009 年度実績

①　引取台数

引取台数合計は 2,939 台であった。放置車両の処理等において本システムを利用する自治体数は 2008 年度の 57 に対して 53 と減少したものの、引取台数は 2008 年度の 605 台から 672 台に増加した。

②　再資源化率

委託先 14 施設の平均再資源化率（「a.再資源化率計算式」参照）は、86.8%（重量ベース）となり、2008 年度に対し 0.6%増であった。処理再資源化工程に大きな変更はないが、一部の施設における設備更新により再資源化量が増加し、再資源化率が上昇した。

【a.再資源化率計算式】

再資源化率＝（オイル・ガソリン回収重量+バッテリー回収重量+鉄・非鉄回収重量+シュレッダーダスト熱回収重量）÷総受入重量

（2）重点施策実施結果

①　ユーザーへの周知広報

二輪車イベントに限らず環境関連のイベントを通じた広報活動を行う他、各種印刷物を通じた情報発信を行った（参考資料 16−1 参照）。

2004 年度より、「ユーザー認知度アンケート調査」を定期的に実施しており、2009 年度は、本システムを「知っている」と回答したユーザーが 57%に達し、認知が進んでいることを確認した（「b.二輪車リサイクル認知度調査結果」参照）。

【b.二輪車リサイクル認知度調査結果】

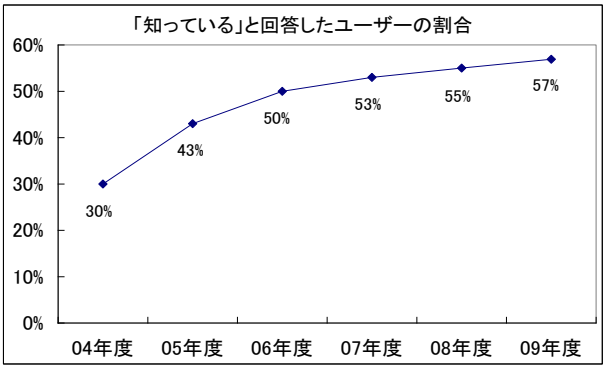

②　住民への周知広報

本システムは、「廃棄物処理法」の特例である広域認定制度を活用し、一般廃棄物としての廃棄二輪車を引き取ることができる。自治体が廃棄二輪車を回収しない場合、住民は本システムに排出することができるため、自治体と協力し、住民広報媒体（ごみカレンダー等）にて本システムの利用案内を行っている。

また、2007 年度から個別に自治体を訪問し本システムの説明を実施しており（訪問済み自治体は累計で 348）、自治体が回収した放置車両・不法投棄車両の排出相談も増加している。効果的かつ効率的な周知活動を計画するため、2010 年 3 月に（社）全国都市清掃会議と協力し、自治体担当者を対象とした「本システムに関する認知

状況等に関するアンケート調査」を行なった（東京都 23 区を含む 1,750。回収率 50.5%）。

その結果、「システムを全く知らない」と回答した自治体が 22.2%に留まり、更なる周知活動が必要ではあるものの、自治体担当者レベルでの認知が進んでいることを確認した。ただし、「住民にシステムを案内している」自治体が 31.5%であったのに対し、「知っていても案内していない」が 27.6%であり、住民広報媒体への本システム掲載の働きかけを継続する必要があることを確認した（参考資料 16－2 参照）。

2. 2010 年度の重点的取組み

本システム開始時に計画したとおり、参加事業者は、自らが国内で製造販売（または輸入販売）した車両の廃棄時無料引取を 2011 年 10 月 1 日より開始する。2010 年度は本システムの周知広報活動に加え、廃棄時無料引取の開始に向けた準備を行なう。

（1）周知広報

① ユーザーへの周知広報

本システム開始後に販売した車両については、取扱説明書等で廃棄時無料引取についての説明を既に実施しているが、各社ウェブサイト、製品広告及び環境報告書等における情報掲載を一層進める。

また、自治体の住民広報媒体への情報掲載促進に向け、（社）全国都市清掃会議の協力を得ながら、自治体への説明会を全国 8 か所で開催しているところ（6～10 月）。

【c.周知広報スケジュール】

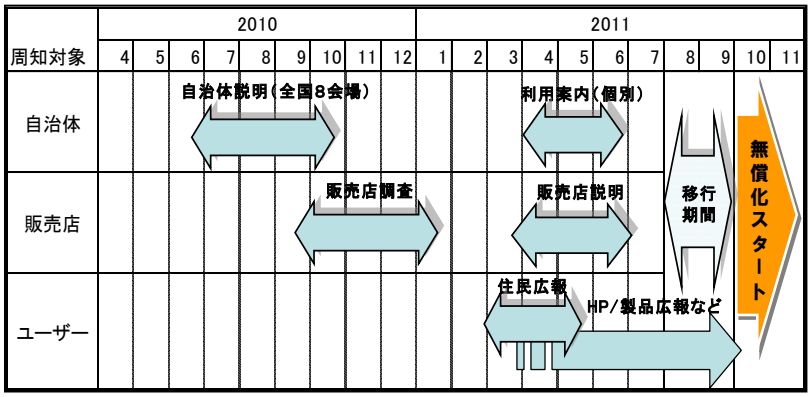

② 二輪販売店への周知

（社）全国軽自動車協会連合会を通じて、二輪車販売店に本システム上の変更事項について周知する。

③ 自治体への周知

［手続変更事項の案内］自治体からの引取手続きに関する変更事項が具体化した時点で、全自治体を対象に案内文を送付する。また、自治体が放置車両・不法投棄車両を処分する際、関連法令に基づく所有権移転等の手続きを確実に行なえるよう、資料を作成し提供する予定（「c.周知広報スケジュール」参照）。

［継続的なコミュニケーションの構築］自治体担当者には、本システム利用に関する情報をメール・郵送等を通じ案内する等、継続的な情報提供の在り方を構築する。

（2）2011 年 10 月からの全車廃棄時無料引取開始に向けた準備

① 管理伝票等の変更

廃棄時に処理再資源化料金の支払いが無くなることにより、新たな課題発生が考えられ得る。例えば、盗難車両の持込や所有者以外からの勝手な排出の発生が懸念されるため、車両引取時に、所有者の排出意思確認を行えるべく管理伝票等を見直す。

② 持ち込み先の対応強化

指定引取場所の補完的な役割を果たしている二輪車販売店のうち、使用済み二輪車の適正な品質評価（査定）や盗難車両照会等が実施できる販売店を選定・公表し、適正排出を推進する。

③ 情報システム移行期の受入

新旧情報システムの入替えに伴い、指定引取場所での受付に制限が発生する場合には、ユーザー、自治体等に対して事前に案内を行なう予定。

以　上